

尾張旭市児童虐待防止 対応マニュアル

～ 大人が、地域が、子どもを守る!! ～



尾張旭市要保護児童対策地域連携会議

(第6版：令和3年4月)

はじめに

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その発生を予防するとともに、早期発見と早期支援、再発予防のためには、子どもとその家庭に関わるすべての機関や関係者が協働して対応することが必要です。

近年、少子高齢化の進展による家族形態の変化や地域コミュニティの希薄化、保護者の就労形態の多様化など、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに不安や孤立感を感じ、悩んでいる家庭も少なくありません。

このような中、児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、最近では、子どもの面前で父母間のドメスティックバイオレンス（DV）が行われる心理的虐待のケースが増えています。これらの家庭には、いずれも「助け」が必要です。さらに、「助け」の手を差し伸べるといふことと同時に、この家庭の様々な状況を十分に理解し、困難を乗り越えていただくための自らの力を引き出していくために、子どもを保護することを含め、様々な角度からの取り組みが求められています。

尾張旭市では、平成16年に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の改正に伴い、平成18年に「尾張旭市要保護児童対策地域連携会議」を設置し、児童虐待の防止について、関係機関が相互に連携・協力し、それぞれが担うべき役割を果たし、一体となって取り組んでおります。そして、平成28年の法改正により、すべての子どもは、適切な教育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を有すること、子どもの意見の尊重や子どもの最善の利益の考慮等の理念が明確になりました。

こうした法改正等を踏まえ、地域における児童虐待防止機能を高めたり、本市要保護児童対策地域連携会議において、関係機関が適切に連携し、家庭への適切かつ迅速な対応を行うための参考資料として、この度、再度「尾張旭市児童虐待対応マニュアル」を改訂いたしました。

関係機関の皆様には、本マニュアルを広くご活用いただき、より一層の連携と協力のもと、一人一人の子どもたちが未来に希望を持ち、健やかに成長できる地域社会となるよう願っております。

令和3年4月

尾張旭市要保護児童対策地域連携会議

事務局

こども子育て部 子育て相談課

TEL 0561-53-6101

FAX 0561-52-2299

目次

1	児童虐待に関する基本的事項	1
	(1) 児童虐待とは	
	(2) 児童虐待の分類	
2	児童虐待の発生とその予防	3
	(1) 虐待発生の要素	
	(2) 虐待が及ぼす子どもへの影響	
	(3) 虐待の予防	
	○児童虐待予防対策のイメージ	4
3	児童虐待の早期発見・通告の義務	5
	(1) 早期発見の義務	
	(2) 通告の義務	
	○児童虐待相談の流れ（通告が市に入った場合）	6
	○「児童虐待通告書」	7
	○「児童虐待の早期発見のためのチェックリスト」	8
4	電話相談での注意点	10
	(1) 子ども本人からの相談	
	(2) 保護者からの相談	
	(3) 保護者以外からの相談	
5	関係機関での虐待の早期発見のポイントと初期対応	12
	(1) 地域（市民、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員等）での場合	
	(2) 集団（保育園、幼稚園、学校、児童館等）での場合	
	(3) 乳幼児を対象とした健康診査（市健康福祉部健康課）、学校等で行われる健診、家庭訪問等での場合	
	(4) 診療（病院、診療所）での場合	
	(5) 相談機関（こども・子育て相談、子育て支援センター等）での場合	
6	重症度、緊急度の判断基準と対応	18
7	援助活動	20
	(1) 親への関わり方	
	(2) 子どもへの関わり方	
	(3) 親族への関わり方	
	(4) その他（注意点）	
8	尾張旭市の児童虐待対応ネットワークのしくみ	22

◎関係要綱

- ・尾張旭市要保護児童対策地域連携会議開催要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3

◎関係法令

- ・児童福祉法《抜粋》（昭和22年法律第164号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）・・・・・・・・・・ 3 4
- ・民法《抜粋》・・ 4 0

◎引用文献・参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

◎相談機関等連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

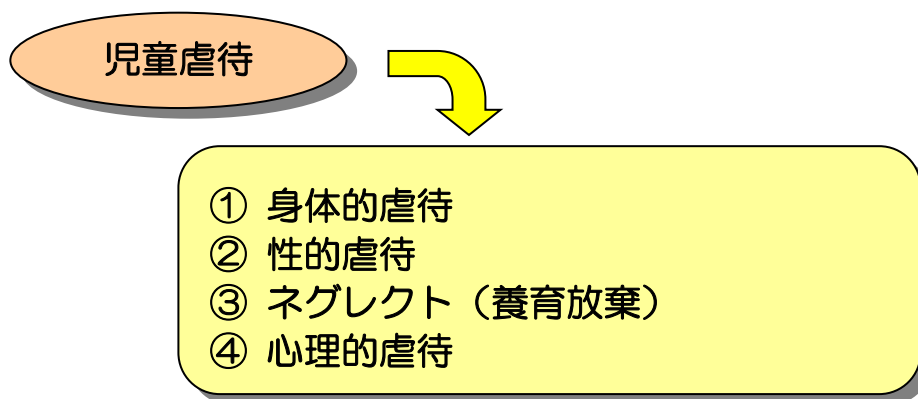
1 児童虐待に関する基本的事項

(1) 児童虐待とは

児童虐待を考える上で重要なことは「子どもの心身の安全を守ること」です。虐待の背景は“強者としての大人と弱者としての子ども”という権力構造になっており、児童虐待は“子どもが心身共に安全で健やかに育つ権利を侵害している”と見る必要があります。

保護者が子どもに対し、「しつけだから」、「子どものためを思って」などと保護者の意図で判断するのではなく、その行為が子どもの心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なうものであるかという視点から判断するものです。したがって、いくら保護者が子どもをかわいいと思い、一生懸命子どものためにやっていることであっても、それが子どもにとって有害な行為であれば虐待といえます。

(2) 児童虐待の分類



①身体的虐待

身体に外傷を負わせる又は生命に危険を及ぼすようなこと。

例	<ul style="list-style-type: none">・殴る。・叩く。・蹴る。・突き飛ばす。・タバコの火を押しつける。・首をしめる。・溺れさせる。・冬に戸外に閉め出すなど。
---	--

②性的虐待

子どもにわいせつな行為をする又はさせること。

例	<ul style="list-style-type: none">・身体（下腹部）に触る。・下腹部を見せる。・ポルノグラフィーの被写体にするなど。
---	--

③ネグレクト（養育放棄）

子どもの心身の健やかな発達を損なうなどの不適切な養育、監護の怠慢、子どもの安全に対する重大な不注意や無関心。あるいは保護者以外の同居人の虐待行為を放置すること。

例	<ul style="list-style-type: none">• 適切な食事を与えない。• 汚れた衣類を着続けさせる。• 極端に不潔な環境で生活させる。• 病気になっても医師に診せない。• 子どもの意思に反して登校させず家に閉じ込める。• 乳幼児を自動車に放置する。• 捨て子、置き去りにする。
---	--

④心理的虐待

言葉による脅し、拒否的態度や子どもの目の前でドメスティックバイオレンスが行われることなどで、子どもの心を傷つけること。

例	<ul style="list-style-type: none">• 「おまえなんか生まれてこなければよかった」などと子どもの心を傷つけたり、「死んでしまえ」などと怯えさせる言葉を言う。• 子どもを無視する。• 他の兄弟姉妹と著しく差別することや、子どもの目の前で家族に暴力をふるうことなど。
---	---

2 児童虐待の発生とその予防

(1) 虐待発生の要素

児童虐待発生の背景には、様々な要因が複雑に絡み合っていることがよくあります。虐待発生につながりそうな要因を除去あるいは軽減することで、虐待防止・再発の抑止力となるだけでなく、子育て支援や生活支援につながります。そのような意味でも、児童虐待は特別に起こる事柄ではなく、子育て問題・生活問題の延長線上に位置すると捉えることができます。

(2) 虐待が及ぼす子どもへの影響

子どもは、保護者との関わりの中から、基本的な生活行動、他者との信頼関係や自分の価値を認め大切にすることなど、人間として生きるために最も大切な基本を学びます。そのように重要な役割を持つ家庭や、その他の子どもを取り巻く環境下において発生する児童虐待は、子どもに様々な影響をもたらします。身体的な暴力による外傷・骨折、脳への障害や火傷などで後遺症を残し、極端な場合には死に至ることもあります。虐待体験によるトラウマ（心的外傷）が精神症状（情緒不安、抑うつ状態）、栄養・感覚刺激の不足による発育障害や発達遅滞、安定した愛着関係を経験できないことによる対人関係障害（極度な緊張、攻撃性、ひきこもり）、自尊心の低下（自分に自信が持てない、自己評価がとて低）などを引き起こし、その後の人間形成に多大な影響を及ぼすこともあります。

(3) 虐待の予防

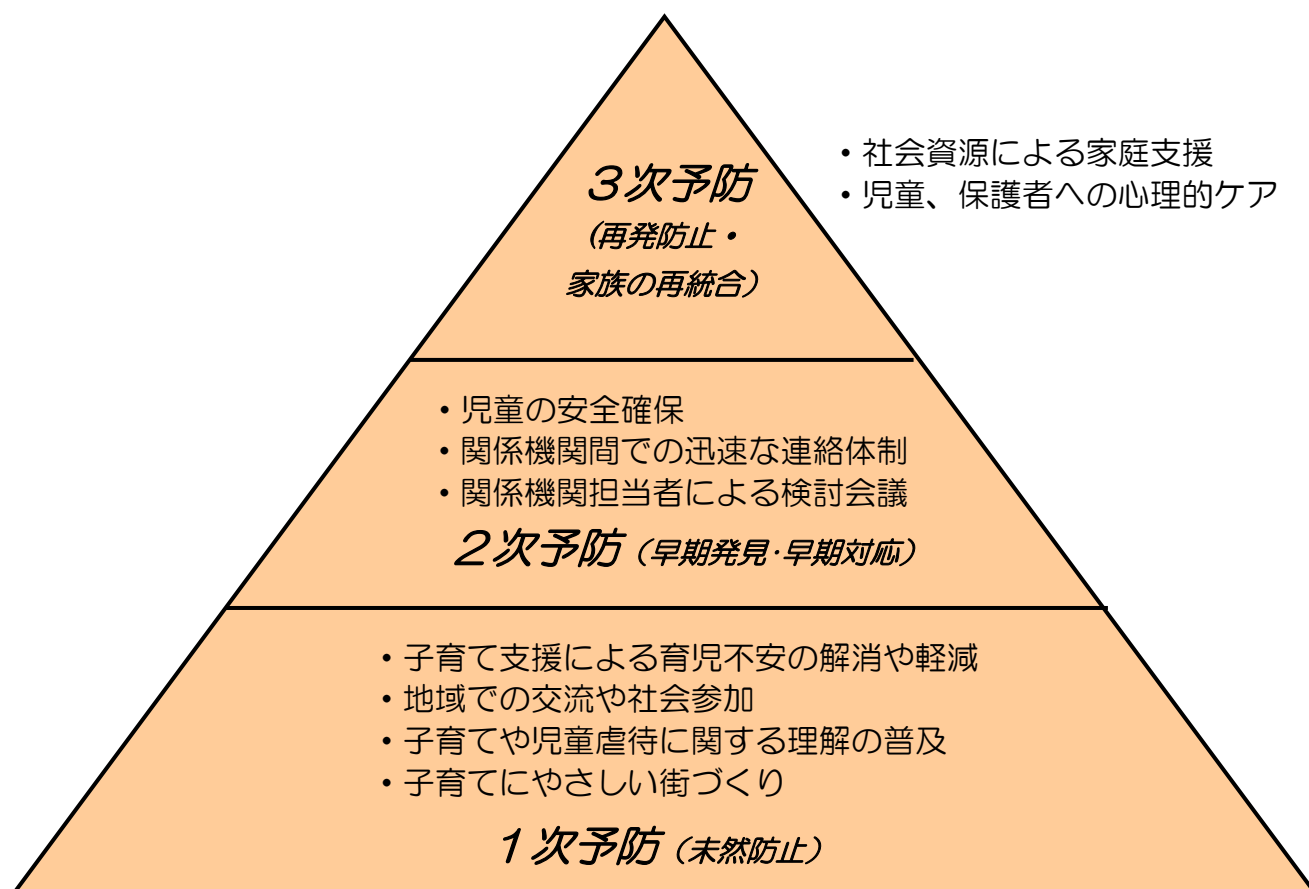
虐待予防は1次予防、2次予防、3次予防の3段階で考える必要があります。

1次予防は、虐待が起きる前の対応です。子どもが安心して暮らせる環境作りや不安を抱えている家庭に対して、地域や関係機関がきめ細かな支援を行うことが、虐待を未然に防ぐことにつながります。特別なことではない、さりげなく気にかけることやささやかな心配り、ちょっとした一声が虐待の芽を摘むことになります。

2次予防は、虐待への早期発見・早期対応です。虐待は前述のように子どもに悪影響をもたらします。虐待ではないかと感じたら「本当に虐待といえるのだろうか」という不安は常につきまといますが、確証が得られるまで行動を起こすことをためらっていると、子どもにとって最悪の結果になるおそれがあります。虐待ではないかと感じたら市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センター等の関係機関に通告（相談）するなど行動を起こすことが重要です。

3次予防は、再発防止・家族の再統合です。虐待を起こしてしまった家庭は、虐待が起こらない・起こさない家族関係を新たに築くことが求められます。そのためには、周囲の人々の理解と関係機関（役割分担を行い）の長期的視野に立った支援が重要になります。

児童虐待予防対策のイメージ



3 児童虐待の早期発見・通告の義務

保護者が「しつけのため」と言っても、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば、それはまさしく「虐待」といえます。（親の立場よりも、子どもの立場で判断）

また、「児童虐待は特別な家庭に起こるもの」こんな**思い込み**は虐待の発見を妨げます。

児童虐待を疑ったときには、「子どもの安全を守る」視点から対応する必要があります。緊急性が高い場合には、直ちに市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターに通告し、子どもの安全確保を優先します。

(1) 早期発見の義務

教職員や児童福祉施設の職員などの「個人」に加え、学校や児童福祉施設などの「組織（団体）」についても、児童虐待の**早期発見**に努めなければならない義務が課されています。（児童虐待防止法第5条第1項）

児童虐待の発見

★虐待は発見されにくいもの

虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることはなくても、何らかの“SOS”のサインを出していることが多くあります。いかにこのサインを見過ごさないかが、子どもを虐待から救う第一歩になります。

★虐待にはどんな場合でも「不自然さ」がつきもの

不自然な傷・あざ、不自然な説明、不自然な表情、不自然な行動・関係など

★「児童虐待の早期発見のためのチェックリスト」を活用する

不登校として認識していた長期欠席児や、いじめの加害者、非行や家庭内暴力などの問題行動を示す子どもが、実は虐待を受けている場合もあります。

(2) 通告の義務

すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告**しなければならないと定めています。（児童虐待防止法第6条第1項）

●**通告とは**、市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターに子どもの「相談」にのってもらうこと、気になる子どもについて「連絡」することと考え、行動することが必要です。

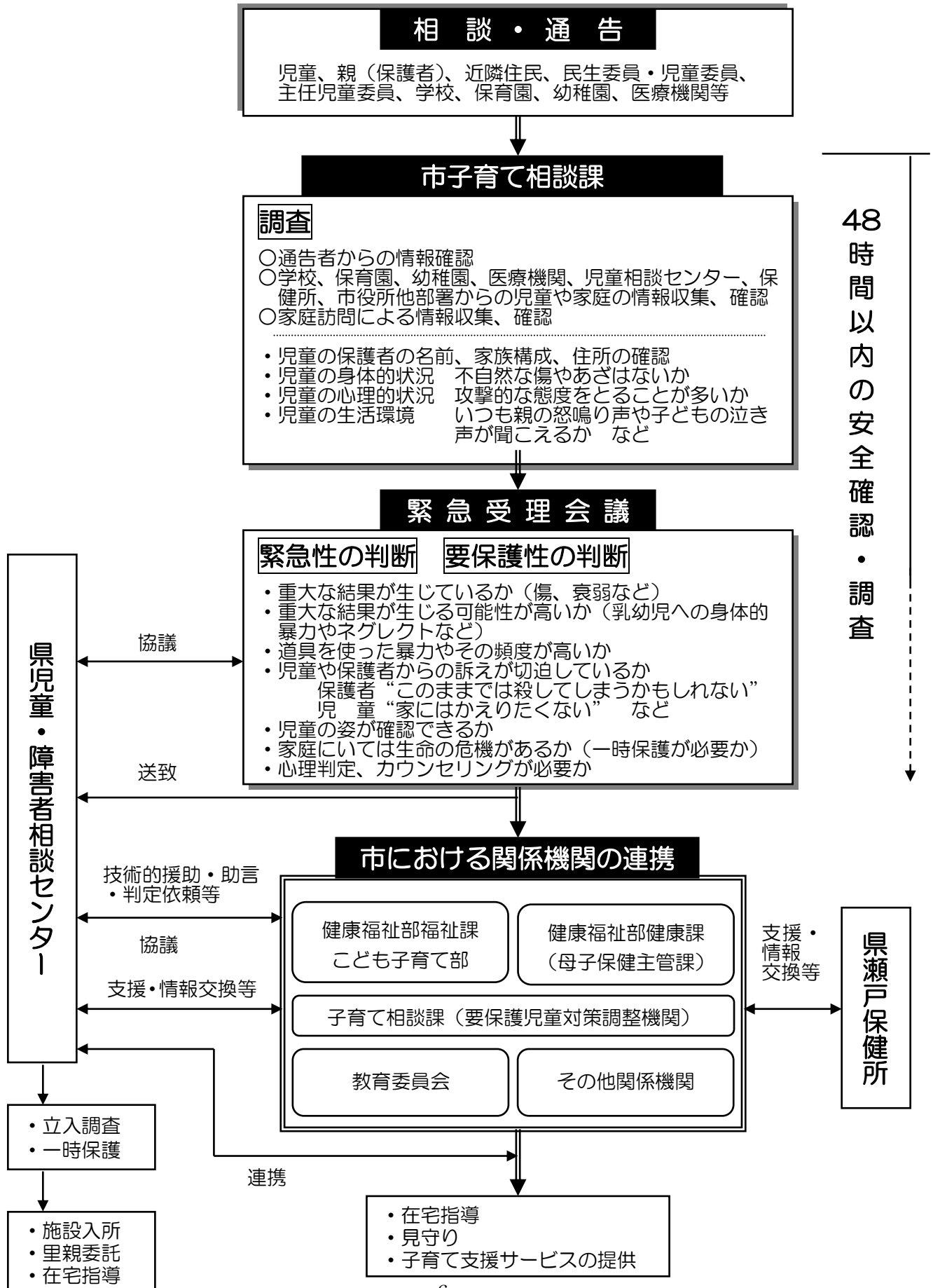
◆通告の際に注意しなくてはいけないことは、具体的に相談することです。

- ・通告は、子どもを守り、ひいては、虐待してしまう親をも救うことになります。
- ・子どもを守ることが優先されるため、公務員などの守秘義務違反にはなりません。
- ・周囲の人のあたたかいまなざしと行動が、子どもを虐待から守ります。

◆虐待の証明をする必要はありません。

判断するのは、通告を受けた市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターなどの役割です。

児童虐待相談の流れ（通告が市に入った場合）



児童虐待通告書

[通告者氏名・所属： /連絡先 - -]

通告日時		平成 年 月 日 (曜日)		午前・午後	時	分
対象児童	ふりがな 氏名 ・性別 ・生年月日 ・学校等	①	男女	(S・H 年 月 日生)	歳	
				保育所・幼稚園・小学・中学校 (名：)		
	②	男女	(S・H 年 月 日生)	歳		
		保育所・幼稚園・小学・中学校 (名：)				
	住所					
保護者	ふりがな 氏名 ・続柄 ・生年月日 ・職業	(実・養・継) 父		S・H 年 月 日生 (歳)	職業	
		(実・養・継) 母		S・H 年 月 日生 (歳)		
		その他(続柄)		S・H 年 月 日生 (歳)		
	住居状況	アパート・マンション・借家・一戸建・その他()				
主な虐待者						
虐待が疑われる状況		●種別 (身体的虐待 ・ ネグレクト ・ 性的虐待 ・ 心理的虐待)				
		●頻度 (ほぼ毎日 ・ 3日に1回程度 ・ 週1回程度 ・ 月1回程度)				
		●いつ頃から()				
		●具体的な内容				
児童の状況		●現在児童はどこにいるのか ()				
		●現在児童はどのような状態か()				
		●児童の避難場所はあるのか ()				
家族構成等						

(※兄弟への注意の必要性)

子育て相談課 TEL：0561-53-6101

児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

このチェックリストは、問題のある子どもや保護者を把握するという否定的なとらえ方で使うのではなく、支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するという肯定的な捉え方で活用してください。

チェックリストのどれかに該当するからと言って、必ず虐待が行われている、ということではありません。しかし、いずれかに該当する場合には、「児童虐待かもしれない」との視点を常に持ち、SOSのサインが他にないか、子どもや保護者に対して、これまで以上に十分に注意して関わる必要があります。

★子どもの様子

《保育所・幼稚園》

- よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当が十分でない
- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 特別な病気もないのに、身長や体重の増加が悪い、あるいは次第に低下している
- 着衣が薄汚れていたり、季節や気温にそぐわない服装をしている
- 長期間入浴していない
- 服装や顔、髪の毛、手足、口腔内が不潔である
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- おやつや給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- 転んだりケガをしても泣かない、助けを求めない
- おびえた泣き方をする
- 身体接触を異常にいやがる（抱こうとすると逃げる、身を固くするなど）
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える
- 職員を試したり、独占しようとし、まとわりついて離れない
- ささいなことでもすぐカーッととなり、友人への乱暴な言動がある
- 親が迎えに来て帰りたいがらない
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる

《学校》

- よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当が十分でない
- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 身体的発達著しく遅れている
- 季節や気温にそぐわない服装をしている
- 服装や顔、髪の毛、手足、口腔内が不潔である
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- 給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
- 放課後になっても家へ帰りたがらない
- ささいなことでもすぐカーッととなり、友人への乱暴な言動がある
- 虫や小動物を執拗にいじめたりする
- 自分より年下の子と遊ぶことが多く、時には威圧的である

- いったんハメを外すと止めどがなくコントロールがきかない
- 授業に集中できず、落ち着きがない、またはボーッとしている
- 衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる
- 急激な成績の低下
- 接触の回数を重ねても関係が深まらない
- 教室から抜け出す
- 盗みや嘘を繰り返す
- 家出を繰り返す
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる
- 極端な性への関心や、拒否感が見られる（特に女子の性的逸脱行為）
- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない
- 能力的な問題はないのに学業成績が不振
- 子どもが描いた絵に気になる点がある

※不登校として認識していた長期欠席児が、実は深刻な保護の怠慢・拒否(ネグレクト)を受けている場合があります。

※虐待を受けていると、友だちとの関係が暴力的になったりすることから、「いじめの加害者」として関わるうちに、実は虐待を受けていることが発見されることもあります。

※非行や家庭内暴力などの問題行動を示す子どもの生育歴に、家庭内の虐待関係が発見される可能性もあります。

★保護者の様子

- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとる
- 子どもへの怒り方が異常である
- 子どもへの要求をくみ取ることができない
(要求を予想したり理解できない、なぜ泣くのかわからない)
- 子どもが新しい遊びや遊具に関心を持つことを好まない
- 子どもを自分と対等な存在と感じ、自分を脅かす存在と見ている
- 乳幼児期から甘やかすのはよくないと極端に強調する
- 自分の思いどおりにならないとすぐに体罰を加える
- 子どもに心理的に密着しすぎるか、全く放任か極端である
- 子どもに能力以上のことをむりやり押しつけようとする
- 保護者の極端ないらだち、不安定がある
- 被害者意識が強かったり、イライラしている
- 保育士や教職員との面談や家庭訪問を拒む
- 保育士や教職員に対して過度に攻撃的（ささいな非を追及する）
- 子どもを無断で欠席させることが多い
- 予防接種や健康診断を受けさせない
- 家の中が乱雑・不衛生
- 夫婦仲が悪い
- 地域の中で孤立している
- 母親にも暴力を受けた傷がある

※母親に暴力を振るう父親は、子どもにも虐待をしている可能性があります。

※家庭内で日常的に暴力にさらされている子どもは、直接的な暴力を振るわれていなくても、心理的虐待を受けていることとなります。

4 電話相談での注意点

電話相談が持つ「匿名性」という特性から、時として虐待が疑われる相談が入ることがあります。利便性のある電話相談は、相談者にとって気軽に利用しやすい相談手段であり、これらの特性を十分理解した上で必要な情報を整理して対応することが求められます。

(1) 子ども本人からの相談

子どもはひどい状態であっても、最初は虐待されていると言わないことが多く、いたずら電話かと疑う中に虐待の訴えが隠れていることがあります。話の中に虐待かなと気になることがあっても事実関係を明らかにすることを急がず、とにかく受容的に話を聴くことが大切です。子どもは「自分の話が受け入れられている」、「安心して話せる」と感じた時に初めて心を開き次第に本当のことを話し出します。特に留意しなければならないのは、話を聴く姿勢です。事実関係を正確に確認しようと、細かく尋ねると子どもが電話を切ってしまう等、その後の支援が閉ざされることがあります。

「心情を聴きとること」、「あなたの味方となって必ず守る」ことを伝えるなど、安心感を与えることを最優先として対応することが大切です。また、明らかに虐待と思われる、早急な介入が必要と判断される時は、根気良く話を聴きつつ、何とか子どもを特定できる情報を引き出し、関係機関との連携により迅速かつ適切な対応が必要になります。

(2) 保護者からの相談

「自分は虐待しているのではないか」、「子どもを虐待してしまいそうだ」という相談に出会う事があります。電話をしてくるのはほとんどが乳幼児を持つ母親であり、その中には育児不安からくる、ごく一般的な子育て相談から、明らかに虐待と思われるものまで相談内容は多様化しています。相談の中で「子どもの寝顔をみると悪かったと反省する」、「子どもはかわいいと思う」などの言葉を聞くと、どこからが虐待？と悩むところですが、親の意図がどうであれ、子どもの心身の発達に有害な行為は虐待であるということを考慮しながら対応すべきです。電話相談の持つ匿名性という特性ゆえに相談してきていることを十分認識して、次のような対応をすることが大切です。

①相談者の気持ちに耳を傾ける

相談者の悩みをそのまま受け止め、時間をかけて話を聴き共感を示すことにより、相談者が話を聴いてもらえた、解ってもらえたと感じることで溜まっていたイライラが軽減され、子どもに向かう攻撃性が多少なりとも弱まります。

②批判・説教、事実関係の追及よりも相談者の心情に寄り添う

事実関係を正確に確認しようと細かく尋ねたり、批判や説教じみたことを言ったりすると理解されないと感じ、電話を切ってしまうことがあります。また、イライラが高まりそれが子どもに向かうなど状況がさらに悪くなることも考えられることから、対応には慎重を期さなければなりません。「今日はよく電話をしてくれましたね」、「そのことでずっと悩まれていたのですね」等、相談者が勇気を出して相談の受話器を握ったことを受け止め、その行為を肯定するような言葉かけをし、相手のペースで話を聴いた後、「あなたの話はよく理解できました」、「そのことについては解決に向けて一緒に考えていけると思いますよ」と、今後の継続につなげていくことが大切です。

③適切な機関を紹介する

十分に話を聞いた上で内容に応じ、市健康課、県中央児童相談・障害者相談センター、県瀬戸保健所等いくつかの機関を紹介し、相談者が機関に気軽に相談出来ることや、子育てが困難と感じた時は保育園・児童館や子育て支援センターなどの利用により、子どもと離れる時間を持つことを助言します。

④相談の機会を設ける

「また何か心配なことがありましたらいつでも電話してください」と、何度でも電話してよいことを伝える。相談を重ねることで、より子どもの見方や考え方が変わっていくことが期待できます。

⑤虐待が確認できる情報をもとに、関係機関につなぐ

明らかに虐待と思われ、早急な介入が必要と判断される時は、相談者の話を受容的に根気強く聴きつつ、その中から何とか子どもを特定できる情報を引き出し、市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターに通告することが必要です。

なお、相談者には次の傾向が見られます。

- ・完璧な保護者を目指し育児マニュアル通りに子育てをしようとする。
- ・夫婦間の不和や祖父母との葛藤など家族間の問題で悩んでいる。
- ・父親が家事、育児に協力しない。
- ・母親が女性としての自立や社会参加から取り残されているという焦りを感じている。
- ・泣いてばかりいる、あまり寝ない、ミルクの飲みが悪い、少食であるなどのため、育児不安を感じている。
- ・母親自身、人付き合いが苦手で、子育ての悩みを打ちあけたり話し合ったりする相手がいない。

(3) 保護者以外からの相談

保護者以外からの虐待に関わる相談としては親戚・近隣住民・保育園や学校等（関係機関）からの電話があります。電話を受けた者が受容的に相談を受け止め、その時点で出来るだけ多くの情報を把握することが大切です。

相談者の中には被虐待児を助けたいと思う反面「あまり深く関わりたくない」、「面倒なことになってはいやだ」と思う人もいますので、相談者の住所・電話番号や名前は相手から承諾を得ることができた場合に確認をします。なお、匿名を希望する場合には、無理に確認はしないようにします。特に留意しなければならないのは、被虐待児に関する情報を提供してもらうことであり、子どもの住所・名前・年齢・性別などが正確にわからない場合も少なくなく、そういう時は△△町〇丁目〇〇マンションの〇階の左から〇番目の家とか、〇〇才の男の子とか、〇〇幼稚園に通っているようだなど、後から調査する時の手がかりとなるものを出来るだけ多く聞いておくことが大切です。

近隣住民からの相談には不正確な情報や実際には虐待ではなかったという場合もありますが、その情報は子育ての困難な家庭への支援を含め児童虐待の未然防止・早期発見・対応に果たす役割は大きなものがあります。

5 関係機関での虐待の早期発見のポイントと初期対応

子どもに関わる機関・職種はたくさんあります。地域に根付いたものから専門的に関わるものなど様々であり、それぞれの役割や分野に応じ活躍する場面は異なります。

同じ子どもを見ていても、職種によって子どもあるいは家族を見る観点や切り口は異なりますが、虐待発見のきっかけとなる情報についても同様のことが言えます。子どもに携わるいろいろな機関において、どのような情報が虐待のサインとして考えられるのか、参考として記述します。

～ 初期対応における共通点 ～

①虐待かなと思ったら？

虐待が疑われるような子どもや家庭を発見した場合には、現在ある情報を整理して「重症度、緊急度の判断基準と対応（P18・P19）」を参考にし、状況がかなりひどく、ただちに対応することが必要と思われるときは、すぐに市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターに通告してください。

また、緊急性が低い場合は、相談（通報）された情報をもとに、市子育て相談課を中心にネットワークによる情報収集・関係者会議など、虐待の事実確認及び関わり方について相談しながら進めます。なお、事実確認は市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターが行いますので、虐待の事実を確認する必要はありません。

②保護者への対応の留意点

児童を虐待する保護者への関わりについては、安定した人間関係作りの苦手な保護者もいることから関係者、関係機関との連携の中で、役割を確認した上で行うことが必要であり、不用意に介入することによって家族が門を閉ざし、時には引っ越ししてしまうこともあるので、慎重な対応が必要です。また、虐待を疑われる家庭が、地域の中で孤立していないか、家族だけで解決困難な問題を抱えていないかということに留意しながら間接的な関わりを続けることが大切です。

③子どもへの対応の留意点

虐待を受けた子どもは、弱々しく間接的に“SOS”のサインを出していることがあります。また、家出や万引き、不良行為などの問題行動を通して“SOS”のサインを出すこともあるので、表面的な問題行動の対応だけでなく、その背景を考えながら子どもに接していくことが大切です。

④関係者会議での役割

関係者会議（尾張旭市要保護児童対策地域連携会議運営要綱に基づく代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議）に参加し、地域の中で得られた子どもや家庭の状況についての情報を提供するなど、関係機関での情報の共有及び役割分担を決め支援を進めます。その後、関係者会議で決められた役割分担に基づく支援を行う中で、対象家庭の状況を報告し、改善が見受けられない場合は、今後どのような支援が必要なのかを関係者会議において再検討し、継続的な支援をしていくことが大切です。

保護者とうまく関係が取れる機関は、関係者会議での役割分担で、ある程度主体的に関わることがあります。この際の基本的な姿勢は「受容」であり、熱意からとはいえ相手を

叱咤激励することで拒絶されることも考えられるので注意が必要です。

生活や子育てなどの愚痴や不満を聞くことで、保護者の気持ちが落ち着くこともありますし、日々のきめ細かな支援やアドバイスを行うことが大切です。

(1) 地域（市民、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員等）での場合

《早期発見のポイント》

市民や地域で活動される方々は、子どもや保護者、近隣の人たちからさまざまな相談や訴えを見聞きすることが多いことと思います。その中で次のいくつかの項目があてはまるようであれば虐待を疑う必要があります。

子どもの状況から虐待を疑う事由	<ul style="list-style-type: none">・からだに不自然な傷やあざがみられる。・学校や幼稚園等を休んでいる姿をよく見かけたり、夜遅くまで外で遊んでいたりとするなど家に帰ろうとしない。・からだや衣服がいつも不潔であったり、食事がきちんと与えられていない等が考えられ、時には、空腹のため食べ物などの万引きをしたりしているといった噂を聞くことがある他、心身的に、子どもの発育や発達の遅れが見られる。・親子との会話などの時に子どもの表情が乏しい、親の顔をうかがう半面親から離れても親への愛着を感じられない。
保護者の状況から虐待を疑う事由	<ul style="list-style-type: none">・子どもに適切な食事を与えない、不潔な衣服を着続けさせるなどや子どもに拒否的な態度をとったり、放置したりするなど子どもの養育に不自然さが見られる。・子どもの発達にそぐわない厳しいしつけや過度に期待するなど、極端な自己流の育児や教育的考え方を押しつけ、子どもの意思に反し、学校等に行かせない、自宅に閉じ込めるなど行動制限をしているように見られる。・子どもが病気になっても受診をさせない。また、受診を勧められても拒否し受診させないことがよくあり、外傷などで問われたとき、不自然な説明をする。・夫婦関係の不仲や経済的に困難な状況があり、保護者に生活上のストレスや精神的不安定が見受けられる。・保護者が良好な対人関係をもてず、拒否的、無視、攻撃的な態度をとることから、親族や近隣での孤立が見られ、困ったときに親身になって相談にのってくれる人がいない。・保護者や家族の中に、アルコール依存や薬物中毒などの問題を抱えている。

《初期対応》

「どの時点で通報（相談）をするのが適切か」といった問題は難しい判断です。明らかに虐待が認められるような場合は別として、“虐待かどうか”という視点ではなく、“支援が必要かどうか”といった見方で対象家庭を見守ってみてください。

心配な家庭があれば、「こんな家庭があるのだけれど…」と市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターに相談（通告）してください。

(2) 集団（保育園、幼稚園、学校、児童館等）での場合

《早期発見のポイント》

日頃、多くの子ども達と接触する機関では、子ども達の様々な様子をうかがい知ることが出来ると思います。子どものみならず、その保護者とも関わりを持つことがあるでしょう。

子どもは言語表現以外にもいろいろな形でサインを出しています。わずかな変化にも虐待の心配が隠されています。その中で次のいくつかの項目があてはまるようであれば虐待を疑う必要があります。

子どもの状況から虐待を疑う事由	乳児の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不自然な傷（打撲、切り傷、火傷、熱傷など）がある。 ・未熟児での出生ではないのに、体重増加に遅れが目立つ。 ・お尻がただれているなど、常に不衛生な服装である。 ・表情が乏しく、語りかけやあやしにも無表情である。 ・おびえた泣きかたを常にする。
	幼児の場合	<p>※前記（乳児の場合）に見られる特徴の他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が迎えに来ても無視して帰りがらない。 ・給食をガツガツ食べ、おかわりを繰り返す。 ・基本的な生活習慣が身についていない。 ・集団から離れ、孤立していることがよくある。
	学童の場合	<p>※前記（乳児・幼児の場合）に見られる特徴の他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行（盗み等）を繰り返す。 ・他児を執拗に苛めたり、動物、昆虫などに対して残虐な行為をしたりする。 ・家に帰りたがらなかつたり、家出や夜中の徘徊を繰り返したりする。 ・理由のはっきりしない欠席、遅刻、早退が多く見られる。 ・授業中“ボーッ”としていることが多くなり、成績も急激に低下している。 ・極端な性への関心や拒否感がみられる。 ・教師に対して反抗的態度やうそを繰り返す。
保護者の状況から虐待を疑う事由		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの対応がハラハラするほど乱暴である。 ・感情の起伏が激しく、思い通りにならないとすぐ怒る。 ・無表情で、子どもに対して語りかけをしない。 ・わが子に対して「かわいくない」「この子は欲しくなかった」などと拒否的な言動をする。 ・保護者の生活や価値観で行動し、子どものペースに無頓着である。 ・他の兄弟と著しく差別したり、他児と比較ばかりしたりしている。 ・子どもへの働きかけをしようとせず、学校（園）や家庭での生活の様子について、教師（保育士）に尋ねようとも話そうともしない。 ・子どもの外傷等を問われた時、不自然な説明をする。

《初期対応》

日頃の子どもの様子から、変化があれば気付くところは多々あると思います。また、急に欠席が増えたり欠席が長引いたりする場合などは、特に年齢の低い児童に関して注意が

必要となります。

心配のある児童がいた場合は、担当者だけで関わらず、複数の目で観察すること、一人で抱えず内部あるいは外部関係機関と協議しながら対応することが必要です。特に児童虐待を発見しやすい立場にある学校、児童福祉施設、病院、その他児童の福祉に業務上関係のある団体は、児童虐待の早期発見に努めることが必要です。

また、ただちに専門機関の対応が必要と思われる時は、今までの経過や家族関係などを整理して市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターに通告（相談）してください。

(3) 乳幼児を対象とした健康診査（市健康福祉部健康課）、学校等で行われる健診、家庭訪問等での場合

《早期発見のポイント》

乳幼児を対象とした健康診査や学校・保育園等で行われる健診、関係機関の職員等が行う家庭訪問、保健福祉センター等への来所相談時に虐待が発見されることがあります。次のいくつかの項目があてはまるようであれば、虐待を疑う必要があります。

子どもの状況から虐待を疑う事由	身体的状況	<ul style="list-style-type: none"> 説明のつかない打撲傷、火傷、熱傷が見られる。 原因不明の栄養不良：体重増加不良、低身長、顔色不良等が見られる。 育児の不適切さ：からだや衣服の不潔やオムツかぶれ、ひどい湿疹、爪の汚れや伸び等が目につく。
	精神・行動面の状況	<ul style="list-style-type: none"> 発達の遅れ：特定の障害がなく、歩行などの運動発達の遅れやことばの遅れが見受けられる。また、周囲に対する理解などの発達の遅れやアンバランスな発達等が見受けられる。 表情の乏しさ：無表情で笑わない、凝視（凍りついた眼差し）、しかめっ面、おびえの表情がある。 行動異常：摂食の異常（過食・拒食）、他児への乱暴、異常な泣きかた等。 対人交流：母子（親子）関係が確立していない。保護者に甘えない、保護者の顔をうかがう、集団に入れなくて孤立している。
保護者の状況から虐待を疑う事由		<ul style="list-style-type: none"> 子どものあつかい方の不自然さ：抱こうとしない、泣いてもあやさない等。 事故防止への配慮の少なさ：椅子に無造作に寝かせておく等。 育児上の問題：健診にオムツや哺乳びんをもってこない、育児上の不安が極端に高い、又は関心がない。 子どもに対する拒否的な発言：見たくない、触りたくない、イライラする、誰かに預かって欲しい、期待はずれな子等。 月齢に不相应な食事の与え方：ミルクを与える回数が少ない、濃度が適切でない、離乳食を与えない、アルコール、コーラ等の飲み物を与えている。 母子健康手帳の不持参、未記入及び健康診査等の未受診 健診時の保護者の話などから、次の情報が得られた場合 <ol style="list-style-type: none"> 保護者の自己本位の考えや行動による子どもの放置、極端な行動制限 医療の拒否、未受診 生活上等のストレスによるイライラ、育児疲れ

《 初 期 対 応 》

乳児や保護者と接する中で虐待が疑われる場合は、過去の健診記録や保護者の対応、担当者の所見などを整理し、市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターへ通告(相談)してください。

(4) 診療(病院、診療所)での場合

《 早期発見のポイント 》

医療機関では外来診療の診察時に虐待が発見されることがあります。次のいくつかの項目があてはまるようであれば虐待を疑う必要があります。

子どもの状況から虐待を疑う事由	子どもの診察時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚の外傷：多数の小さな出血。不審な傷跡(指、ひも、ベルト、むちの跡)。つねったり、縛ったりした跡(手足の輪状の傷)。くぎなどで刺した跡。不自然な火傷・熱傷(多数の円形の傷、熱湯をかけたと見られる熱傷、臀部「オムツ部」の熱傷) ・骨折：多発性の骨折。新旧入りまじった骨折(X線撮影での確認)。頭蓋骨骨折。乳児の肋骨骨折(胸部の圧迫による)。捻挫骨折(腕や足をねじり上げたと思われる骨折) ・頭部：頭蓋骨内出血(特に硬膜下血腫)。眼球損傷。前眼房や網膜の出血 ※頭部の所見では、乳児を強く揺さぶると硬膜下血腫や眼底出血をきたす、乳児揺さぶり症候群の可能性ある。 ・口：歯肉、舌や唇の外傷や出血(子どもの口内に物やこぶしを入れる。) ・内臓：臓器の損傷(保護者からの申し立て損傷事由との整合性がとれない。) ・性器：外陰部や肛門の損傷(男児にも可能性あり。) ・中毒：麻薬などの薬物強要。毒物や劇物による症状 ・死亡外来：乳児突然死症候群との鑑別。溺死や窒息死 ・その他：チック、胃潰瘍などの心身症、自傷行為
	一般的な状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況：身体・衣服が不潔 ・心理・行動面の状況：無表情、笑わない、周囲への無関心、大人の顔をうかがう、極度のおびえや情緒不安 ・心身の発達：低身長・体重増加不良、運動・言語等の遅れなど。
同伴した保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・態度・行動：状況説明があやふやで、つじつまが合わない。受診が遅い。子どもの症状や治療などに無関心。入院を拒否したりすぐ退院をさせたりしたがる。転院を繰り返す。 ・保護者の疾患・経済状況：両親又は一方の親に精神的な不安定、アルコール中毒、麻薬中毒、家庭の経済的困窮、夫婦不和、混乱した生活などが見受けられ子どもとの接触が少ない。 ・その他：妊婦や乳児の定期健診を受けていない。母子手帳を持っていない。 	

《 初 期 対 応 》

保護者が虐待者である場合、どこかに不審な点があると思います。硬膜下血腫など虐待によく見られる状態や保護者の対応等から虐待が疑われる場合は、市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターへ速やかに通告（相談）してください。

(5) 相談機関（こども・子育て相談、子育て支援センター等）での場合

《早期発見のポイント》

相談機関では多くの各種相談を受けることから、相談に来所したときの保護者と子どもの表情やしぐさなどを注意深く観察し、次のいくつかの項目があてはまるようであれば虐待を疑う必要があります。

子どもの状況から虐待を疑う事由	<ul style="list-style-type: none"> ・内出血によるあざがある。 ・発育に遅れ（身長が異常に低い、体重が軽い）がある。 ・攻撃的で乱暴な行動が見られる。 ・服装や体などが極端に不潔である。 ・保護者の顔をうかがう態度がみられたり、保護者と顔を合わせたりしようとしていない。 ・表情が乏しく、態度がおどおどしている。 ・ことばづかいや態度が、あまりにもていねいすぎる(子どもらしさがみられない)。 ・保護者が別室に行くと表情が晴れやかになる。 ・性的に過度の関心や拒否感がある。 ・非行（万引き、家出、深夜徘徊など）を繰り返している。
保護者の状況から虐待を疑う事由	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの態度やことばが拒否的であり、常に叱ったり、叩いたりしているとの話をする。 ・子どもがなつかないと話す。 ・相談内容がその時々でころころ変わる。 ・子育てについての関心が薄く、子育ての知識もかたよっている。 ・子どもが抱かれようとせがんでも無視し、抱き上げない。 ・他の兄弟と比較し「この子はかわいくない」と言う。 ・地域との交流がうまく出来ず、孤立している様子がかがわれる。 ・夫婦仲が悪く、離別状態になっていることがかわれる。 ・経済的に困窮している。

《 初 期 対 応 》

相談機関では、相談者の話す内容から親子間の様子なども垣間見ることがあると思います。主訴とは異なっている場合でも、気になる点があれば出来るだけ細かく状況を確認することが大切ですが、今後の関わりも考えられることから受容的な態度をとることも必要です。相談内容から虐待が疑われる場合は内容を整理し、市子育て相談課又は県中央児

童・障害者相談センターに通告（相談）してください。

6 重症度、緊急度の判断基準と対応

虐待（虐待と思われる）を発見したときは、次の表を参考に、重症度、緊急度の判断の参考としてください。

《生命の危険性大》	
緊急介入を要するもの	
1	身体的暴力によって、生命の危険がありうる外傷を受ける可能性があるもの ①頭部の外傷をおこす可能性のある暴力 ～子どもを投げる、頭部を殴る、逆さに落とすなど。 ②腹部の外傷をおこす可能性のある暴力 ～腹部を蹴る、踏みつける、殴るなど。 ③窒息する可能性のある暴力 ～首をしめる、鼻と口をふさぐ、顔面を水に押し付ける、布団蒸しにするなど。
＜状況＞ ・保護者（同居人）が「殺したい」、「自分がカッとなると何をするか怖い」など自己抑制が効かないことを訴え、子どもが乳幼児である。 ・親子心中、子どもの殺害を考えている。 ・過去に生命の危険がある虐待歴があるもので、再発の可能性のあるもの	
2	ネグレクト（養育の怠慢・拒否）のために死亡する可能性のあるもの 死亡原因としては肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが考えられる。 ①乳幼児に脱水症、栄養失調のための衰弱がおきている。 ②乳幼児が感染症や下痢なのに、または重度慢性疾患があるのに医療の受診がなく放置されており、生命の危険がある（障害乳幼児の受容拒否に注意）。
[対応策] 生命の危険性が大で、緊急介入を要します。 これらの状況やその疑いをもったときは、ただちに市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターに通告してください。 危険を感じる時は緊急介入方法として警察に通報することも必要です。また、医療機関への入院も生命の危険回避に有効な手段として考えられます。	

《重度虐待》	
今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長に重大な影響が生じているか生じる可能性があり、緊急介入の必要性の高いもの	
1	医療を必要とするほどの外傷があるか、又は近い過去にあったもの （乳児や歩行前の幼児で打撲傷がある。骨折、裂傷、目の外傷がある。熱湯や熱源による広範囲の火傷がある。）
2	成長障害や発達障害が顕著である。
3	生存に必要な食事、衣類、清潔さが与えられていない。
4	明らかな性的行為がある。
5	家から出してもらえない（学校にも）、一室に閉じ込められている。

6 子どもへのサディスティックな行為がある。

[対応策] 緊急に詳しい状況を把握し、早期に対応する必要があります。

保護者（同居人）への指導や、子どもの保護のために、誰かの介入（訪問指導、家族からの分離、一時保護、入院等）が必要になります。

これらの状況がみられたり、その疑いをもったりしたときは、市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターに通告してください。

《中度虐待》

今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると、子どもの人格形成や発達に重い問題を残すおそれのあるもの

- 1 今まで慢性的にあざや傷痕(タバコの火の跡等)ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために、人格形成に問題が残りそうであるもの。
- 2 現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境等の育児条件が極端に不良なため、自然経過で改善がありそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が心配されるもの。
(保護者等が子どもをひどく嫌っている。虐待で施設入所歴のある子どもへの再発。多問題家族などで家庭の秩序がない。経済状態が食事にも困る生活状況でのもの。夫婦関係が険悪で子どもの前での暴力など、子どもに悪影響があると考えられる行為。被虐待歴のある親)
- 3 慢性の精神疾患等(統合失調症、うつ病、覚醒剤)があり、子どものケアができない。
- 4 乳幼児を長時間大人の監護なく家に置いている。

[対応策] 詳しい状況を把握し、対応する必要があります。

誰かの介入がないと自然経過ではこれ以上改善が見込まれず、関係機関の継続的な支援が必要です。市子育て相談課又は県中央児童・障害者相談センターに通告(あるいは相談)してください。

《軽度虐待》

実際に子どもへの暴力があり、保護者や周囲の者が虐待と感じている。しかし一定の制御があり、一時的なものと考えられ、保護者と子どもの関係には重篤な病理がみられないもの

- 1 外傷が残るほどではない暴力
(時々カッとなってたたいてしまうことがある。)
- 2 子どもに健康問題を起こすほどでもないが、ネグレクト的である。
(子どもにきちんとした食事を与えないことがある。子どもの服装がおかしい。)

[対応策] 緊急を要しないが、何らかの援助が必要です(予防的対応)。

育児相談等でフォローしたり、保護者に育児ノイローゼが考えられたりする場合は、カウンセリングによる支援及び子育て支援に関する情報提供や継続的な支援が必要です。

《虐待の危惧あり》

暴力やネグレクトの虐待はないが、「たたいてしまいそう」、「世話をしたくない」など、子どもへの虐待を心配し畏れる訴えがあるもの

[対応策] 緊急を要しないが、引き続き様子を見守ることが必要です(予防的対応)。

対象家庭に関する情報収集と、子育て支援の関係機関等の情報提供や相談支援の継続が必要です。

7 援助活動

(1) 親への関わり方

①相手の立場に立って話を聴き信頼関係を築く

- ア 通報のあった親は、様々な事情により苦しみ、「児童虐待」という行為によって声にならない「助け」を求めていることも考えられます。当該家庭に接する機関は、親の立場に立って話を聴き、話ができるような関係づくりが必要です。
- イ 話の途中で、怒りなどにより感情のコントロールができなくなることもあります。このような場合は、無理になだめようとせず話を聴き、落ち着くのを待ちます。
- ウ 約束した面談に来ないなど、約束を守らないこともあります。親が約束を守らなくても責めないようにします。「行為はよくないが、親の存在は認める」という言葉かけを長い時間行っていくようにします。
- エ 各機関の役割により、厳しいことを言わなくてはならない場合は、関係機関での役割分担により対応し、親子との関係が全く途切れてしまわないようにします。

②状況に応じて専門機関と相談する

親の精神的な問題（統合失調症、うつ病、人格障害、アルコール・薬物依存等）が関係していると思われる場合や妊娠、出産に伴い精神的に不安定な状態などが疑われる時は、県瀬戸保健所、市健康課や医師などの助言を受け、県中央児童・障害者相談センター等と連携をするなど、その状況に応じた支援活動が必要になります。

(2) 子どもへの関わり方

①子どもの存在を受け入れる

- ア 長い間虐待を受けている子どもは、虐待行為を愛情表現と思い込む又は「僕（私）は悪い子なんだ。悪い子だから叩かれるんだ。」と思い込むなど自己の存在を否定的に捉える傾向があります。このような子どもは、大人の気を引くためにわざと困らせるような行為をすることがありますが、このようなときは、「行動はいけませんが、あなたの存在が大切なことに変わりがない。」というメッセージを伝えることが大切です。
- イ 「あなたを必ず守る」ということを根気強く伝えます。子どもは、守ってくれる人の存在を知り、守られている感覚を体験することによって、自己の存在の自覚と守られているという安心感・安全感を持つこととなります。
- ウ 子どもへの理解、存在を認める語りかけや、子どもに自信が持てる誉め言葉の投げかけを長い期間にわたって続け、否定的な自己イメージを変化させるよう努めます。

②子どもの気持ちに共感する

トラウマ（心的外傷）による心の歪みのため感情のコントロールができず、爆発的に反応することがあります。このような場合は「抱きかかえるような対応」をしながら、感情の高まりを理解し怒りやストレスの表現を止めてしまわないで、長い時間をかけ、言語化（気持ちや考えなどを言葉で表現すること）する努力を共にします。

このような感情を肯定することにより、自分自身が自己の存在を認められるように働きかけていきます。

(3) 親族への関わり方

①家族の力を引き出す

家庭内に虐待状況がある場合に、力になれる親族（配偶者・祖父母・兄弟など）がいることがあります。その親族が当該家庭への適切な援助ができるように助言し、円滑に家庭が機能していくように支援します。

(4) その他（注意点）

①決して一人で抱え込まない

ア 困っている子どもや親を目の前にすると、何とかしてあげたいという思いから、知らず知らずのうちにケースに巻き込まれてしまうことがよくあります。虐待が生じる家庭は複雑な問題を抱えていることが多く、その対応にはかなりの困難を伴います。一人で抱え込まず、同僚や上司と相談するなど、関係機関と十分な情報共有のもとでチームによるアプローチが必要です。

イ 援助者が親身になって対応してもなかなか伝わらず、援助者が無気力感を抱いてしまうこともあります。虐待に対する援助は、当事者が変わることを信じてあせらずゆっくり対応していくことが大切です。また、虐待事例では、長期での関わりや困難なケースへの対応のため、援助者に掛かる負担も大きいものです。このような負担を軽減し、よりよい援助活動を行うためにも、援助者同士でサポートできる環境も重要となってきます。

②守秘義務の徹底

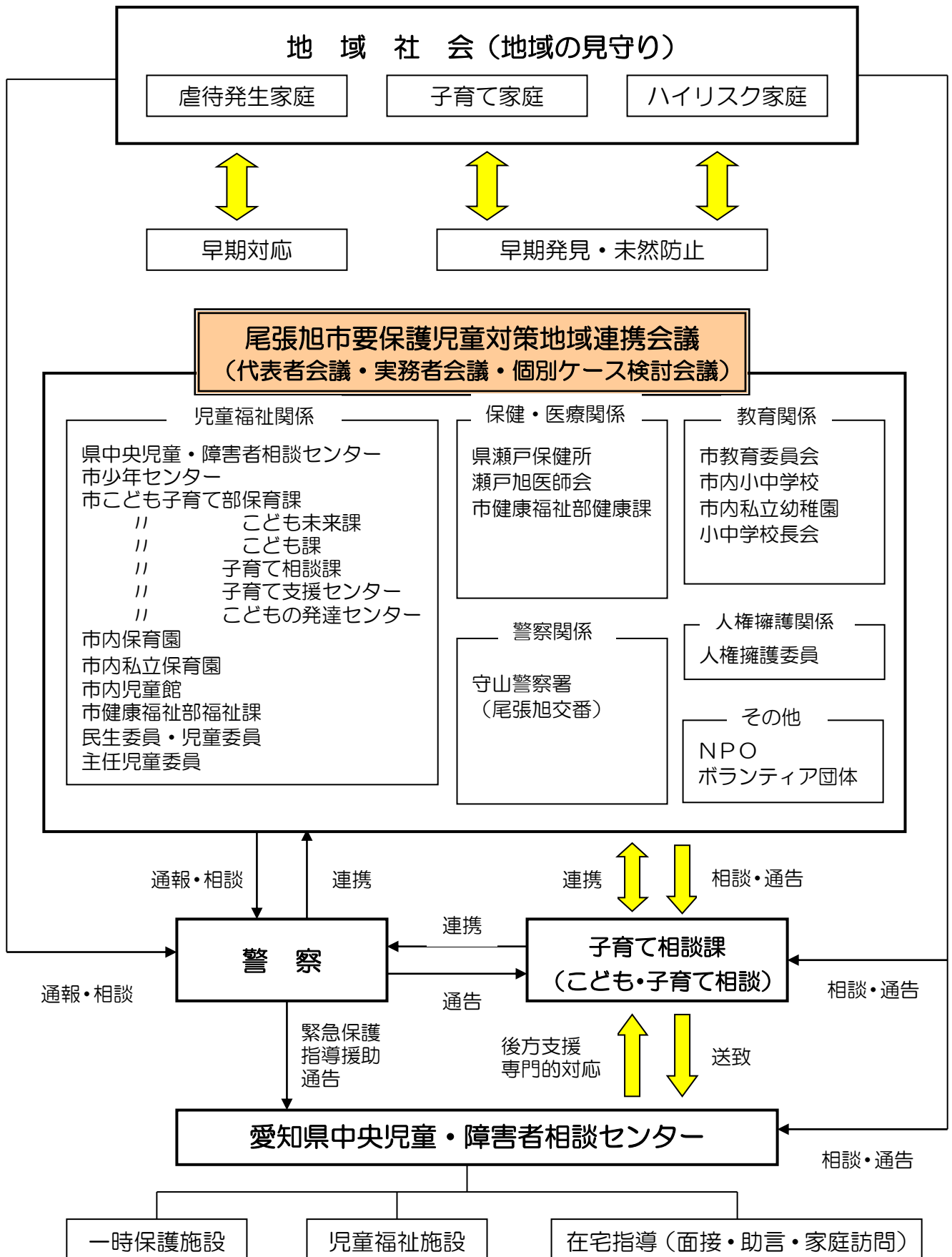
ア 関係機関の方はすべて守秘義務を負います。「児童虐待対応」のために知り得た情報については、プライバシーの保護に十分注意します。

イ 当該家庭への援助のために情報交換や共通認識には十分に努めるべきですが、親や子に「（他の関係機関）から聞いたんだけど…」と言うようなことはその機関と親子との信頼関係を全く損なってしまうことがあるので、情報管理には十分注意をします。

③次の機関につなぐ・引き継ぐ

保育園や幼稚園に行っている子が小学校に入学したり、小学生が中学校に進学したりした場合に、続けて見守りが必要な時には、家庭や児童への関わり方などの情報を次の機関に伝えます。このような情報を受け取った機関は「大変な問題」という受け取り方でなく、子どもの健やかな成長のために「貴重な情報」を受け取ったと捉え、その後も必要に応じ、前の関係機関と相談できる関係を保っていきます。

8 尾張旭市の児童虐待対応ネットワークのしくみ



関係要綱

尾張旭市要保護児童対策地域連携会議運営要綱

（目的）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護又は同条第5項に規定する要支援児童（以下「要支援児童」という。）若しくは同項に規定する特定妊婦（以下「特定妊婦」という）への適切な支援に関わる機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連携を推進することにより、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見及び保護又は支援を図ることを目的として、法第25条の2第1項の規定に基づく要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 協議会の名称は、尾張旭市要保護児童対策地域連携会議（以下「連携会議」という。）とする。

（所掌事項）

第3条 連携会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第25条の2第2項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）の早期発見及び保護又は支援に関すること。
- (2) 要保護児童等に関する情報の交換に関すること。
- (3) 要保護児童等対策の啓発及び関係機関等の協力体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 連携会議は、別表1に掲げる関係機関等により構成する。

2 連携会議は、前条の所掌事項を遂行するため、関係機関等の代表者で構成する代表者会議、関係機関等の実務者で構成する実務者会議及び個別の要保護児童等と直接関わりを有している関係機関等の実務者で構成する個別ケース検討会議により組織する。

3 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議は、別表2に掲げる関係機関等により構成する。

（代表者会議）

第5条 代表者会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- (2) 実務者会議の活動状況の報告とその評価

2 代表者会議は、福祉事務所長が招集し、その座長となる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、定期的を開催し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 定期的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- (2) 要保護児童等の実態把握や支援を行っている事例の総合的な把握
- (3) 要保護児童等対策を推進するための啓発活動
- (4) 連携会議の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告

2 実務者会議の座長は、こども子育て部子育て相談課長（以下「課長」とする。）をもって充てる。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は必要に応じて開催し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
- (2) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- (3) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- (4) 事例の主担当機関と主たる援助者の決定
- (5) 実際の援助、介入方法（支援計画）の検討
- (6) 次回会議（評価及び検討）の確認

2 個別ケース検討会議の座長は、室長をもって充てる。

(要保護児童対策調整機関)

第8条 連携会議の効果的な運営を図るため、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関として、こども子育て部子育て相談課を指定する。

(守秘義務)

第9条 連携会議の構成員は、法25条の5の規定に基づき、事業の遂行及び会議を通じて知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。連携会議の構成員でなくなった後も同様とする。

(資料又は情報の提供)

第10条 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議の各座長は、必要に応じて関係機関等以外の者に出席を求め、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定に基づき出席を求められた者は、会議を通じて知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 連携会議の庶務はこども子育て部子育て相談課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は連携会議が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月18日から施行する。
- 2 市役所内虐待等児童検討会設置要綱（平成13年5月23日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

関係機関等名
尾張旭市福祉事務所長
愛知県中央児童・障害者相談センター
愛知県瀬戸保健所
愛知県守山警察署
社団法人瀬戸旭医師会
公立陶生病院
社団法人愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部
尾張旭市内私立幼稚園
尾張旭市内私立保育園
尾張旭市民生委員・児童委員協議会
尾張旭市主任児童委員
尾張旭市人権擁護委員
尾張旭市少年センター
尾張旭市小中学校長会
尾張旭市立小中学校
尾張旭市教育委員会事務局教育行政課
尾張旭市健康福祉部福祉課
尾張旭市健康福祉部健康課
尾張旭市こども子育て部こども課
尾張旭市立保育園
尾張旭市立児童館
尾張旭市子育て支援センター
尾張旭市こどもの発達センター
尾張旭市こども子育て部子育て相談課
その他市長が必要と認める関係機関等

別表2（第4条関係）

会議の種類	関係機関等名
代表者会議	尾張旭市福祉事務所長
	愛知県中央児童・障害者相談センター
	愛知県瀬戸保健所
	愛知県守山警察署
	社団法人瀬戸旭医師会
	公立陶生病院
	社団法人愛知県私立幼稚園連盟旭瀬戸支部
	尾張旭市民生委員・児童委員協議会
	尾張旭市主任児童委員
	尾張旭市人権擁護委員
	尾張旭市少年センター所長
	尾張旭市小中学校長会
	尾張旭市教育委員会事務局教育行政課長
	尾張旭市健康福祉部健康課長
	尾張旭市こども子育て部こども課長
その他市長が必要と認める関係機関等	

実務者会議	愛知県中央児童・障害者相談センター
	愛知県瀬戸保健所
	尾張旭市少年センター
	尾張旭市教育委員会事務局教育行政課
	尾張旭市健康福祉部福祉課
	尾張旭市健康福祉部健康課
	尾張旭市こども子育て部こども課
	尾張旭市立児童館
	尾張旭市子育て支援センター
	尾張旭市こどもの発達センター
	尾張旭市こども子育て部子育て相談課
	その他市長が必要と認める関係機関等
	個別ケース 検討会議
愛知県瀬戸保健所	
尾張旭市内私立幼稚園	
尾張旭市内私立保育園	
尾張旭市民生委員・児童委員	
尾張旭市主任児童委員	
尾張旭市人権擁護委員	
尾張旭市少年センター	
尾張旭市立小中学校	
尾張旭市教育委員会事務局教育行政課	
尾張旭市健康福祉部福祉課	
尾張旭市健康福祉部健康課	
尾張旭市こども子育て部こども課	
尾張旭市立保育園	
尾張旭市立児童館	
尾張旭市子育て支援センター	
尾張旭市こどもの発達センター	
尾張旭市こども子育て部子育て相談課	
その他市長が必要と認める関係機関等	

関係法令

児童福祉法《抜粋》

昭和22年12月12日 法律第164号

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業)

第6条の3 1～4 (省略)

5 この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第8項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する

相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

6・7 (省略)

8 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第1項に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

9 (省略)

(市町村が行う業務)

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

2 市町村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

(都道府県が行う業務)

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

- イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 2 都道府県知事は、市町村の前条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定により行われる第1項第2号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (児童相談所の設置)
- 第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。
- 2 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第2号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- 3 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。
- 4 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。
- (保健所の業務)
- 第12条の6 保健所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。
- (1) 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
 - (2) 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。
 - (3) 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
 - (4) 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。
- 2 児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる。
- (児童委員の職務)
- 第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - (2) 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - (3) 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - (4) 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - (5) 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力をを行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。
- (児童委員と市町村長及び児童相談所長との関係)
- 第18条 市町村長は、前条第1項又は第2項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。
- 2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域

を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

（子育て支援事業に関する市町村の責務）

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにつくことその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

（必要な措置の実施）

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

(1) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

(2) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

(3) 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

（乳児家庭全戸訪問事業等）

第21条の10の2 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

2 市町村は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条、第11条第1項若しくは第2項（同法第19条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項又は第19条第1項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

3 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（母子保健に関する事業との連携及び調和の確保）

第21条の10の3 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たっては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

（市町村長への通知）

第21条の10の4 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

（福祉事務所等への通告）

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

（要保護児童対策地域協議会の設置）

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

6 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。
(資料又は情報の提供等の協力)

第25条の3 協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の定める事項)

第25条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(秘密を守る義務)

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

(2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

(3) 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

(児童の状況の把握)

第25条の6 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

(要保護児童等に対する措置)

第25条の7 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(1) 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

(2) 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。

(3) 第33条の6第1項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと(以下「児童自立生活援助の実施」という。)が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

(4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

2 (省略)

(児童相談所長の措置)

第26条 児童相談所長は、第25条の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号、前条第1号又は少年法(昭和23年法律第168号)第6条の6第1項若しくは第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(1) 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

(2) 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業(次条第1項第2号及び第34条の7において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

(3) 第25条の7第1項第2号又は前条第2号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

(4) 保育の実施等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

(5) 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に

報告すること。

(6) 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

(7) 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

2 前項第1号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

(都道府県の措置)

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(1) 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。

(2) 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

(3) 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

(4) 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

2 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第3号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）における同様な治療等を行うことを委託することができる。

3 都道府県知事は、少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、第1項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

4 第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者（第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

5 都道府県知事は、第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

(保護者からの隔離措置)

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

3～6 (省略)

(立入調査)

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業す

る場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

(一時保護)

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

3 前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない。

4 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。

5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又はと都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りではない。

(児童相談所長の親権喪失宣告の請求)

第33条の7 児童又は児童以外の満20歳に満たない者

(以下「児童等」という。)の親権者に係る民法第834条本文、第834条の2第1項、第835条又は第836条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

(罰則)

第61条の3 第11条第5項、第18条の8第4項、第18条の12第1項、第21条の10の2第4項、第21条の12、第25条の5又は第27条の4の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

児童虐待の防止等に関する法律《抜粋》

平成12年5月24日 法律第82号

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を

発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- (2) 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする。
- 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理

- 由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。
(臨検、搜索等)
- 第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第1項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。
- 6 第1項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。
(臨検又は搜索の夜間執行の制限)
- 第9条の4 前条第1項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。
- 2 日没前に開始した前条第1項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。
(許可状の提示)
- 第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。
(身分の証明)
- 第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(臨検又は搜索に際しての必要な処分)
- 第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。
(臨検等をする間の出入りの禁止)
- 第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けずにその場所に入出入りすることを禁止することができる。
(責任者等の立会い)
- 第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。
- 2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。
(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（調書）

第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

（都道府県知事への報告）

第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

（不服申立ての制限）

第10条の5 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

（行政事件訴訟の制限）

第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

（面会等の制限等）

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

(1) 当該児童との面会

(2) 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当

該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第12条の2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の3 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第1項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第12条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項の規定による命令をするとき（第2項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第1項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第28条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第4項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

（施設入所等の措置の解除）

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勧告しなければならない。

（児童虐待を受けた児童等に対する支援）

第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する

場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第13条の3 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第13条の4 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)に、第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第15条 民法(明治29年法律第89号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第16条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第17条 第12条の4第1項の規定による命令(同条第2項の規定により同条第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(中略)

附 則(平成24年8月22日法律第67号)抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

民 法《抜粋》

（親権者）

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 （省略）

3 （省略）

（離婚又は認知の場合の親権者）

第819条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

2～5 （省略）

6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。

（監護及び教育の権利義務）

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（居所の指定）

第821条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

（懲戒）

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

2 （省略）

（親権喪失の審判）

第834条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りではない。

（管理権喪失の審判）

第835条 父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判を取り消すことができる。

（親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し）

第836条 第834条本文、第834条の2第1項又は前条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができる。

（親権又は管理権の辞任及び回復）

第837条 親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。

2 前項の事由が消滅したときは、父又は母は、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。

引用文献・参考文献

○愛知県市町村児童虐待対応職員必携ハンドブック/（平成24年1月）

○厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」/（平成25年8月改訂版）

○厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「市町村子ども家庭支援指針」/（平成29年3月）

相談機関等連絡先一覧

機 関 名		電話番号	こんなときに
愛知県中央児童・障害者相談センター		052-961-7250	虐待(疑い)に関する通告(相談)、 虞犯行為・発達問題その他児童相談
児童相談所全国共通ダイヤル		189 (いちはやく)	
子ども・家庭 110 番		052-953-4152	子どもや子育てに関する電話相談
愛知県守山警察署 生活安全課		052-798-0110	虐待(疑い)の被害に関する相談
愛知県瀬戸保健所 健康支援課		0561-82-2157	心の健康に関すること、子育てに関する こと、医療に関する相談
尾張旭市役所 健康福祉部	健康課 (保健福祉センター1階)	0561-55-6800	妊産婦から乳幼児の健診や健康相談
	福祉課	0561-76-8141	障害者の相談、生活保護、民生委員・児童 委員や主任児童委員に関すること
	保険医療課	0561-76-8152	医療給付、医療費助成
尾張旭市役所 こども子育て部	保育課	0561-76-8147	保育所入所手続き
	こども課	0561-76-8146 0561-76-8149	児童館、児童クラブ 各種手当
	子育て相談課 (保健福祉センター3階)	0561-53-6101	虐待(疑い)に関する通告(相談) 子育て支援に関すること
	こども・子育て相談 (保健福祉センター3階)	0561-53-6102	0~18歳の子どもや家庭に関する総 合相談
	こどもの発達センター にこにこ (保健福祉センター3階)	0561-53-6103	0~18歳の子どもの発達に関する相談
	子育て支援センター (保健福祉センター4階)	0561-52-3132	子育てに関する相談、子育て支援情報の 提供
尾張旭市役所 市民生活部	少年センター (中央公民館1階)	0120-48-7830 携帯からは 0561-52-0700	いじめ、非行、不登校に関する相談
尾張旭市 教育委員会	学校教育課	0561-76-8178	学校に関する相談



尾張旭市児童虐待防止対応マニュアル
～ 大人が、地域が、子どもを守る !! ～
(第6版)

令和3年4月発行
(第1版：平成19年3月)

発行：尾張旭市要保護児童対策地域連携会議
(尾張旭市こども子育て部子育て相談課)

〒488-0074

尾張旭市新居町明才切57番地 保健福祉センター3階

TEL 0561-53-6101

FAX 0561-52-2299

E-mail: kosodate.shien@city.owariasahi.lg.jp